令和６年４月農林課作成

令和６年度三戸町農林関係事業の紹介

令和６年度に実施を予定している事業を紹介します。なお、事業の詳細は令和６年４月１日以降に決定しますので、記載内容と変更となる場合があります。

１　農業所得向上

（１）三戸町農業レベルアップ事業(町単独事業：継続)

①概要 設備、機械の購入や、視察、即売会の実施などを幅広く支援します。

②交付額 経費の１／３以内（上限１０万円）を交付します。

③募集期間 随時（予算額を超えた場合、募集停止となります。）

（２）果樹経営支援対策事業及び果樹先導支援事業（国庫補助事業：継続）

①概要 果樹の優良品種への改植や、園地整備を支援します。

②交付額

・改植 １０ａあたり普通樹３９万円、わい化５５万円などを交付します。

（未収益支援含む）

・園地整備 園内道の新設、防風網の新設などへ経費の５０％以内を交付します。

③募集期間 令和７年春植えの改植は６月上旬まで　他は随時

（３）優良肉用牛導入事業（継続　終了時期未定）

①概要 生産性の高い肉用牛群の増頭を目的とした肉用繁殖雌牛の導入を支援します。

②交付額 肉用繁殖雌牛を町が購入して５年間貸付（上限６０万円：超える分は農家負担）

③募集期間 随時（年間貸付予定頭数を越えた場合、募集停止となります。）

２　農業経営安定化

（１）収入保険加入推進事業（町単独事業：継続　令和６年度までの予定）

①概要 農業経営の安定化のため、収入保険の加入を支援します。

②交付額 保険料及び事務費の個人負担額の２５％以内を交付します。

③対象者 令和６年収入保険に新たに申込した方

　　　　　　　　（保険期間：Ｒ６．１．１～Ｒ６．１２．３１）

（２）生分解マルチ導入支援事業（町単独事業：新規）

①概要 　　　農業労働力の省力とプラスチックの減量化を図るため露地野菜で使用

する生分マルチの導入費用に対し支援します。

②交付額 　 購入費用の１／３以内（上限５万円）を交付します。

（３）子牛生産向上支援事業（町単独事業：新規　令和６年度限り）

①概要 令和６年に出生した子牛に対し支援金を交付します。

②交付額 肉牛・乳牛1頭あたり５，０００円を交付

３　有害鳥獣対策

（１）鳥獣対策総合事業（町単独事業：継続）

①概要 有害鳥獣による農作物被害の防止を目的とした、捕獲わな及び侵入防止柵の整備を支援します。

②交付額 経費の１／３以内（上限あり）を交付します。

③募集期間 随時（予算額を超えた場合、募集停止となります。）

**※その他、狩猟免許・銃砲所持許可申請にかかる費用の助成制度あり**

４　新規就農

（１）新規就農者育成総合対策（国庫補助事業：継続）

４９歳以下で独立・自営就農する者（認定新規就農者）に対して支援します。

（経営発展支援事業）

①概要 ４９才以下の認定新規就農者の経営発展を目的とした、機械・施設等の導入を支援します。

②支援額 　　補助対象事業費上限1,000万円

　　　　　　　　　※経営開始資金と併用する場合は、上限500万円

③補助率　　　　３/４以内

④募集時期 随時

（経営開始資金）

①概要　　　　　農業経営を開始するに必要な、資金を交付します。

②支援額　　　　年間最大150万円、最長３年間

③募集時期　　　随時

５　その他

（１）薪ストーブ購入設置事業（町単独自事業：継続）

①概要　　 薪ストーブの活用を推奨することで森林資源の循環、効率的利用を

　　　　　　　　　図るとともに、燃料費高騰対策として薪ストーブ設置をする者に対

する支援

②補助対象　　　　日常的に使用する暖房設備で二次燃焼構造を有する薪ストーブ

③補助対象経費　　購入経費・設置するために必要な配送料及び取付施工費

④事業対象者　　　町内で薪ストーブを設置する者（町民、町内団体、町内法人）

⑤補助額 　対象経費の１／３以内（上限１５万円）

（２）木箱購入等補助事業（町単独事業：継続）

①概要 　果樹の出荷等に使用する木箱（材料含む）の購入費用に対する支援

②補助対象　　　　未使用の木箱・木箱を作成する材料

③事業対象者　　　町内で果樹等を生産販売している農家

⑤補助額 　購入額３０％以内

（３）森林整備 三八地方森林組合へ森林整備事業、林業作業道整備事業により補助金を交付します。下刈、枝打、再造林などの森林整備を希望する方は三八地方森林組合へお問い合わせください。

（４）間伐材利用 未利用間伐材を活用するため、地域通貨もり券による買い取りを行う木の駅プロジェクト事業を行っております。会員制での実施となるため、活用を考えている方は農林課までご相談ください。

（５）会員募集 三戸町ホームステイ協議会が行う農業体験修学旅行生の受入のため、農作業体験と宿泊などを行える農家の会員募集しております。興味のある方はお気軽に農林課までご相談ください。

（６）機器貸出 農作業アシスト機器の貸し出しを行っております。現在貸し出しを行っている機器は上腕支持をするものです。ピーマン、スナップエンドウなどでの活用が見込まれておりますので、興味のある方は農林課までご相談ください。

（７）農道等整備　三戸町農業振興会を通じて、各集落の農道等を整備するための採石、遮水板「ミズキリエース」を各集落の農業振興会へ配布しています。

（８）大規模事業 ３００万円以上の機械・設備の導入を考えている方は、国庫事業や青森県単独事業の対象となる場合があるので、事前に農林課までご相談ください。事業が実施できる場合でも機械・設備の導入に１年以上要する場合があります。

（９）アースライフ（汚泥発酵肥料）の無料配布

環境に優しい農業を目指し、下水道処理の過程で産出される汚泥に植物性残渣や鶏糞等を混合し発酵・完熟させて作った環境に優しい肥料を三戸町農業振興会を通じて配布しています。

注意事項

・各補助事業において、目的、要件、ポイント等が設定されております。事業の申請を行った場合でも、必ずしも採択されるものではありません。

・各補助金については、農家が町へ交付申請した後に、町から通知される交付決定通知後において、事業が実施できます。このため、交付申請前に取得した機械・設備等については、補助事業の対象となりません。

問合せ・連絡先

三戸町役場農林課（庁舎３階）

電話２０－１１５５